



東村山税務署から
のお知らせ

東村山税務署の申告書作成会場開設は 2月16日(金)～3月15日(木)

申告と納税の期限(平成29年分)

所得税及び復興特別所得税

……………2月16日(金)～3月15日(木)

※還付申告は、2月15日(木)以前でも提出可

消費税及び地方消費税 ……………4月2日(月)

贈与税……………2月1日(木)～3月15日(木)

初日と最終週は特に混雑しますので、混雑緩和にご協力ください(上記期間以外に、税務署の申告書作成会場はありませんので、申告書の作成・相談のための来署はご遠慮ください)。

混雑状況により受付を早く締め切る場合がありますので、午後4時までにお越しください。

問 東村山税務署

〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811

1月23日(火)から税務署の駐車場は使用できませんので、車での来署はご遠慮ください。

日曜窓口

税務署は平日のみ開庁ですが、2月18・25日(日)に限り、所得税及び復興特別所得税・個人消費税・贈与税の申告相談と申告書の受付を行います。

※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

申告書の作成は国税庁で

国税庁「確定申告書作成コーナー」で、自宅のパソコンやスマホ・タブレット端末などから申告書が作成できます。

給与所得者または年金所得者向けの分かりやすい画面もありますので、初めての方もぜひご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます(印刷して郵送も可 ※プリンタまたはコンビニのプリントサービスから)。

問い合わせ先

- 申告・納付…上記問へ
- 確定申告書等作成コーナーの操作…e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 ※平日午前9時～午後5時(1月15日～3月15日の平日と2月18日～3月11日の日)は午後8時まで

マイナンバーカードの申請方法は3面に

便利で安心、振替納税をご利用ください!

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

□平成29年分確定申告書の振替納付日

- 所得税及び復興特別所得税：4月20日(金)
 - 消費税及び地方消費税：4月25日(水)
- 電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを経由して納付できます。詳細は上記問へ

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

この制度は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として「一定の取組」を行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日に、当該年分中に1万2,000円を超える対象のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その購入費用の合計額から1万2,000円を差し引いた額(最大8万8,000円)について所得控除を受けることができる制度です(個人

税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

| 会場 | 日程 | 時間 |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 防災センター ※平日のみ | 2月2日(金)～6日(火) | 午前9時30分～午後3時30分 |

小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地・建物・株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成して提出できます。※所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合は税務署をご利用ください。

※申告書などの提出のみ場合は直接税務署に提出してください(郵送可)。

持4面「申告の際に必要なもの」参照
※混雑時は受付を早く締め切る場合があります。初日は特に混雑します。
※車での来場はご遠慮ください。

にせ税理士にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない者が行うことは税法によって禁止されています。税務書類の作成依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

- にせ税理士の情報は、税務署総務課へ
- 税理士に関する問い合わせは東京税理士会東村山支部 ☎042-394-7038へ

医療費控除を受けるための 手続きが変わります

平成29年分の申告から、医療費控除を受ける際に、領収書の提出が不要となる代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

明細書の作成時には、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します(明細書を含め、医療費控除の申告は国税庁からできます)。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署の求めにより、提示または提出)。

※平成29～31年分の申告は、医療費控除の領収書の添付または提示でも可

住民税の場合は、平成30～34年度が適用対象)。

※セルフメディケーション税制適用のための条件・手続きなど詳細は、市または厚生労働省・国税庁の関連サイトをご覧ください。

□注意 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するかは、申告者本人が選択し、いずれかの適用となります(申告書提出後の選択変更は不可)。

復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成25～49年分の各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付が必要です(還付申告でも計算が必要)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また、平成25年1月1日～平成49年12月31日に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

父母などから財産の 贈与を受けた場合の注意点

暦年課税の場合、父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上の人に限り)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく「特例税率」を適用して計算します。

この適用を受けた場合で、贈与財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(基礎控除後の課税価格)が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、贈与を受けた人の氏名・生年月日・直系尊属に該当することを証する書類(戸籍謄・抄本その他

の書類)を提出する必要があります(過去の年分において同じ贈与者からの贈与で「特例税率」の適用を受けるために書類を提出している場合は不要)。

国外財産調書の提出

平成29年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月15日(木)までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

※提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置や罰則が適用される場合があります。

財産債務調書の提出

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、平成29年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成29年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、3月15日(木)までに「財産債務調書」の提出をお願いします。※提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用される場合があります。

上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択の明確化

所得税と異なる個人住民税の課税方式の選択

平成29年度税制改正で、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を個人住民税において選択できることが明確化されました。

具体的には、上場株式等に係る配当所得等を含めた所得税の申告書が提出されている場合でも、その後に個人住民税の申告書に記載された事項を基に課税できることが明確化されました。

□所得税と異なる課税方式を選択できる個人住民税の申告期限

納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出することで、所得税と異なる課税方式(申告不要制度適用・総合課税・

申告分離課税)を選択できます。(例：所得税は総合課税、個人住民税は申告不要制度を選択)

□注意 選択する課税方式により、市・都民税における被扶養要件や非課税判定条件から外れる場合がありますので、下記の事項をご確認ください。

- 被扶養要件
- 非課税判定条件
- 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料(窓口負担割合を含む)の各種行政サービスの決定などが、選択する課税方式により変動する場合がありますのでご注意ください。

今年をもって市での配当所得等に係る確定申告の相談受付は終了します

来年(平成30年分)以降の、当該内容を含む申告相談を希望する場合は、直接税務署へご相談ください。